

第V編 計画の進行管理

第9章 計画の進行管理

1. 良好な景観形成に向けた推進体制

(1) 県觀行政の推進体制づくり

本計画では、届出制度をはじめ、本計画を実現するための様々な取組を進めることとしています。

そこで、行政として、景観づくりを着実に推進するため、津市景観審議会を設置し、良好な景観の形成に関する重要事項の調査審議、意見聴取の場として活用します。さらに、審議会の下部組織として部会を設置し、景観づくりに関する重要事項を専門的に調査審議する場として、円滑に届出制度が運用できる仕組みづくりに取り組みます。

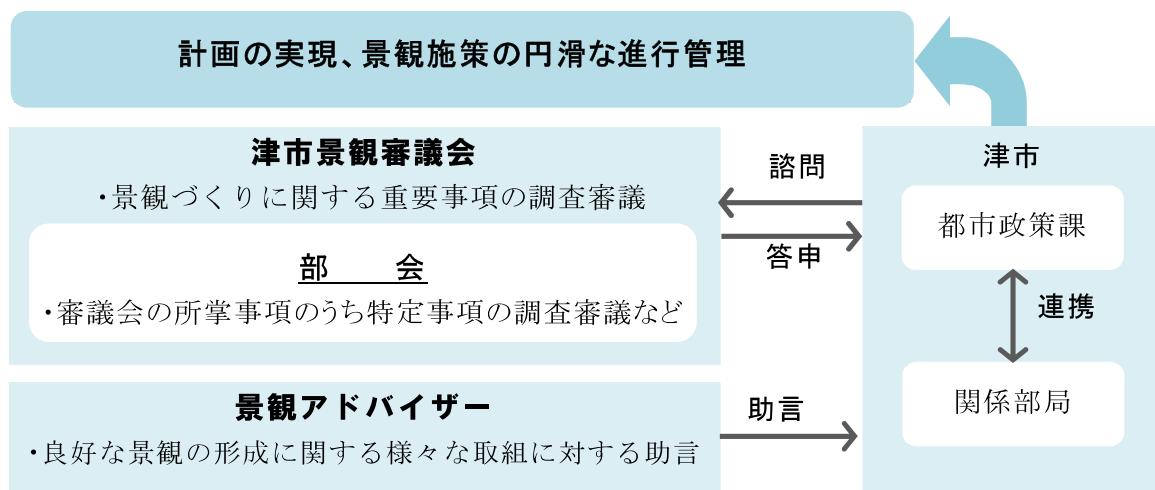
また、本市では、従前より良好な景観の形成に関して専門的な立場から助言を行う機関として「津市都市デザイン委員会」を設置し、公共施設や民間建築物などの整備に関して助言等を行ってきました。津市都市デザイン委員会の機能や、果たしてきた役割に鑑み、今後は、本計画と一体的に運用するため、津市都市デザイン委員会に代わる新たな専門機関として、審議会の設置とともに景観アドバイザー制度を創設し、公共施設の整備をはじめ、市民・事業者の良好な景観の形成に関する様々な活動、積極的な取組などに対する専門的見地からの助言を可能とするなど、景観行政を総合的に推進できる体制を構築します。

(2) 庁内連絡体制づくり

府内においても、良好な景観の形成を推進するため、道路や公園、建築物等の整備に当たり、景観行政団体として津市が景観を先導できるよう取り組みます。そのために、担当部署だけでなく関連部局とも景観形成の認識を共有できる仕組みや、府内で横断的に情報共有できる仕組みの構築を検討し、円滑な連携や調整を目指します。

また、地域や団体などによる良好な景観の形成に関する取組を促すため、府内の良好な景観の形成に関わる関連部局と連携し、地域や団体の取組が円滑かつ効果的に進められるよう総合的な取組を行います。

図 推進体制



2. 景観計画の変更

本計画は、良好な景観の形成に関する分野の各種制度を活用しつつ、効果的な施策を継続的に展開していく必要があります。今後、良好な景観の形成を推進していくためには、市内の景観の状況に応じて、本計画の内容を変更することも検討します。

津市景観計画

津市都市計画部都市政策課
〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号
TEL 059-229-3290 FAX 059-229-3336

平成 25 年 12 月 20 日公表
平成 26 年 7 月 1 日発効
平成 28 年 4 月 1 日改訂
平成 31 年 4 月 1 日改訂